

石巻市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）

<計画の位置付けと計画期間>

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）」における「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示すものです。また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、「障害児福祉計画」を定めるものとされたことから、第1期障害児福祉計画と合わせて策定します。

計画期間については、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

<基本的な視点>

石巻市第3次障害者計画における基本理念「共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ」のもと、以下の基本方針に沿って事業を推進します。

- 1、「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 2、障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 3、障害を理由とする差別の解消の推進
- 4、意思決定支援、成年後見制度の利用促進

<成果目標>

国から示された基本指針を踏まえ、石巻市の実情に応じた数値目標を設定します。

<p>(1) 施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設に入所している障害者が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、平成28年度末から平成32年度末までに、地域移行見込者の数を9人とすることを目標とします。 ●施設入所者数の削減については、新たな入所の需要があるため、施設入所者数を平成28年度の126人のままとします。
<p>(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、平成32年度末までに石巻市・女川町圏域で保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。
<p>(3) 地域生活支援拠点等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害者が地域で安心して暮らせるよう、親元からの自立を希望する人を支援するため、平成31年度末までに石巻市・女川町圏域で事業者が機能を分担して支援を行う体制の整備に努めます。
<p>(4) 福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、平成28年度末での移行者数を9人から平成32年度末に12人とすることを目標とします。 ●就労移行支援事業について、平成28年度末での利用者数を6人から平成32年度末までに14人とすることを目標とします。 ●就労移行支援事業所のうち、平成32年度末における就労移行率が3割以上の事業所を、事業所全体の25%とすることを目標とします。 ●平成30年度に新設される就労定着支援事業について、1年後の職場定着率を平成31年度に30%、平成32年度に50%とすることを目標とします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 障害児支援の支援体制の構築のため、児童発達支援センターを平成32年度末までに1か所設置することを目標とします。
- 保育所等訪問支援の利用可能事業所、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を平成32年度末までに各1か所整備することを目標とします。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を平成30年度末までに石巻市・女川町圏域で設置することを目標とします。

<重点事業>

施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定します。

事業	方向性	指標	30年度	31年度	32年度
(1) 啓発活動、福祉教育の推進					
理解促進研修・啓発事業	継続	講演会等開催回数	3	3	3
(2) 相談支援体制の確保					
相談支援事業	充実	委託型相談支援事業所数	4	5	5
関係機関相談窓口の周知	充実	啓発リーフレットの作成	配布	配布	配布
自立支援協議会の連携	継続	協議会の運営	実施	実施	実施
①地域生活支援拠点の整備	新設	拠点の設置	検討	設置	設置
(3) 多様な就労への支援					
就労支援施設等からの物品調達	継続	契約件数	26	27	28
就労移行支援	充実	事業所数	5	5	6
(4) 発達・療育支援環境の充実					
①児童発達支援センターの設置	新設	センターの設置	検討	検討	設置

<障害福祉サービスの見込量>

障害福祉サービスの見込量推計にあたっては、現在利用量に「障害福祉サービスに関するアンケート調査」によるニーズ割合を付加し、利用実績や施策の方向性をもとにした見込量の考え方を勘案して、最終的な見込量の設定を行っています。

$$\text{見込量} = \text{現在利用量} + \text{ニーズ割合} \pm \text{見込量の考え方}$$

(1) 訪問系サービス

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護等	実利用者数	240	247	254	261

(2) 日中活動系サービス

単位	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	実利用者数	375	385	395	405
自立訓練 (機能訓練)		5	6	7	8
自立訓練 (生活訓練)		25	27	29	31
就労移行支援		10	11	12	14
就労継続支援 (A 型)		70	70	75	80
就労継続支援 (B 型)		250	260	270	280
就労定着支援			3	5	10
短期入所		110	120	130	140
療養介護		30	30	30	30

(3) 居住系サービス

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	実利用者数		20	40	60
共同生活援助		175	185	195	205
施設入所支援		125	125	125	125

(4) 相談支援

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	実利用者数	1,100	1,150	1,200	1,250
地域移行支援		0	2	4	6
地域定着支援		0	1	3	5

(5) 障害児福祉サービス

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	実利用者数	20	25	30	35
放課後等デイサービス		140	160	180	200
保育所等訪問支援		0	0	0	5
居宅訪問型児童発達支援			0	0	2
障害児相談支援		160	185	210	242

(6) 地域生活支援事業・必須事業

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	講座等の開催回数	3	3	3	3
自発的活動支援事業	補助金交付件数	5	6	7	8
障害者相談支援事業	実施か所	4	4	5	5
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	5	6	7	8
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数	131	134	138	142
排せつ管理支援用具等	利用件数	4,082	4,150	4,209	4,273
手話奉仕員養成研修事業	延登録者数	76	76	89	89
移動支援事業	利用人数	120	120	120	120
地域活動支援センター	利用人数	55	55	55	55

(7) 地域生活支援事業・任意事業

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	利用人数	22	22	22	22
日中一時支援事業	利用人数	132	141	150	160
社会参加促進事業	補助金交付件数	10	11	12	13
声の市報発行事業	配布実人員	22	24	26	28
成年後見制度普及啓発事業	講座実施回数	1	1	1	1
自動車改造・運転免許取得費用助成事業	助成金交付件数	12	12	12	12

